

## 証券取引法案特別委員会議事速記録第二號

(111)

## 付託議案

- 証券取引法案  
○日本証券取引所の解散等に関する法律  
○会計法等の特例に関する法律案

昭和二十二年三月八日(土曜日)午前

十時十一分開會

- 委員長(男爵周布兼道君) 開會致し

- 政府委員(北村徳太郎君) 会計法等  
○政府委員(北村徳太郎君) 会計法等  
の特例に關する法律案提出の理由に付  
きましては、本會議に於きまして御説  
明を申上げましたのでござりますが、  
此の席上更に其の理由を簡単に御説  
明を申上げたいと思ひます、此の法律に依  
りまして會計法等の特例を設けようと  
致しますものは、豫算の形式に關する  
會計法第八條第一項に對する特例、豫  
備金の區分に關する會計法第九條の特  
例と、特別會計入歳出豫算の議會提  
出時期に關する各特別會計法に對する  
特例の三點でござります、先づ豫算の  
形式に關する特例に付て申上げまする  
が、會計法第八條第一項に依りまする  
と、歲入歳出の總豫算は經營、臨時の  
二部に大別し、更に之を款項に區分す  
ることになつて居るのでござります  
が、經常、臨時の二部に大別すること  
は、最近の狀況に於きましては、  
この限界を具體的に各經費に付て決定す  
ることが困難でござりまするし、且經  
常歳入と經營歳出、臨時歳入と臨時歳  
出の間に權衡を取ると云ふことも、現  
在の如く臨時歳出の増大致しました狀  
況ではさして其の意味がなくなりま  
すて、寧ろ國家の職能に應じまして部に  
大別して、更に款項に區分し、歲入歳  
出の睨み合せも、例へば公債、借入金  
の收入と、公共事業費出資、及び終戰  
處理費との間に於て考へる方が適當と  
存ぜられるのでござります、又從來は  
歲出を各省の所管の下に款項を分けた  
のでございますが、之更に一步進め  
まして、部局別、即ち例へば本省なら  
ば局位の單位に迄分けまして、項毎に  
内容を説明し、之に其の部局の經費の  
部、款、項別に添付することと致しま  
して、豫算を平明に致さむとするもの  
でござります、次に豫備費の區分に關  
する特例に付てでござりますが、會計  
第九條は、豫備費を第一豫備金、第  
二豫備金に分つことを要求して居るの  
でござりますけれども、現在迄の實情  
より見ますれば、豫算超過支出と豫算  
外支出との區分は相當恣意的なものに  
なつて來て居りまして、兩者を區分す  
る實益は少く、且豫備費の一體運用を  
妨げられる虞もござりますので、寧ろ  
兩者を一體と致しまして、豫備金一本  
で運用することが適當と存ぜられます  
ので、左様に致さむとするものでござ  
ります、以上の二點に付きましては、  
政府は新なる制度の改正として、財政  
法中に規定する考を持つて居たのでござ  
りますが、同法案の提出が若干遅延  
致します關係上、今回會計法第八條第  
一項及び第九條の規定に對する特例を

出の間に權衡を取ると云ふことも、現  
在の如く臨時歳出の増大致しました狀  
況ではさして其の意味がなくなりま  
すて、寧ろ國家の職能に應じまして部に  
大別して、更に款項に區分し、歲入歳  
出の睨み合せも、例へば公債、借入金  
の收入と、公共事業費出資、及び終戰  
處理費との間に於て考へる方が適當と  
存ぜられるのでござります、又從來は  
歲出を各省の所管の下に款項を分けた  
のでございますが、之更に一步進め  
まして、部局別、即ち例へば本省なら  
ば局位の單位に迄分けまして、項毎に  
内容を説明し、之に其の部局の經費の  
部、款、項別に添付することと致しま  
して、豫算を平明に致さむとするもの  
でござります、次に豫備費の區分に關  
する特例に付てでござりますが、會計  
第九條は、豫備費を第一豫備金、第  
二豫備金に分つことを要求して居るの  
でござりますけれども、現在迄の實情  
より見ますれば、豫算超過支出と豫算  
外支出との區分は相當恣意的なものに  
なつて來て居りまして、兩者を區分す  
る實益は少く、且豫備費の一體運用を  
妨げられる虞もござりますので、寧ろ  
兩者を一體と致しまして、豫備金一本  
で運用することが適當と存ぜられます  
ので、左様に致さむとするものでござ  
ります、以上の二點に付きましては、  
政府は新なる制度の改正として、財政  
法中に規定する考を持つて居たのでござ  
りますが、同法案の提出が若干遅延  
致します關係上、今回會計法第八條第  
一項及び第九條の規定に對する特例を

設けまして措置することと致した次第

でござります、最後に特別會計の歲入  
歲出の議會提出時期に關する特別に付  
て申上げまするが、特別會計の豫算に  
付きましては、各特別會計法に總豫算  
と共に帝國議會に提出すべき旨を規定  
してござりますが、昭和二十二年度の  
豫算は各般の事情より致しまして、其  
の編成事務が相當に遲延致しました  
爲、總豫算と特別會計豫算とは同時に  
議會に提出することが不可能の状況と  
相成りましたので、此の規定を適用し

ないこととする必要があるのあります  
す、以上のやうな理由に依りまして、  
此の法律案を提出致しました次第でござ  
ります、何卒御賛成を願ひたいと存  
じます。

○渡邊三郎君 昨日の證券取引法案に  
付てちよつと  
○委員長(男爵周布兼道君) 今それを  
申上げようと思ひました、今會計法の  
特例に關する御説明がございました  
が、昨日に引續ぎまして、先づ以て昨  
日の證券取引法案外一件に付て先に御  
質問を繼續したいと存じます、宜しう  
ござります。

○渡邊三郎君 此の法案が出來て、一  
番對象になるものの財閥の株と、今度  
の財產税の關係で相當證券が出る譯で  
ござります、之を政府の方ではどんなん  
御考で之を一般に出す何か特別な御計  
畫でもござりますのでありませうか、  
或は特別な資金を出して、財團を作つ  
てどうすると云ふやうな御考はござ  
りますか、それをちよつと

○政府委員(柳田光男君) 御答へ申上  
げます、財閥の解體とか又財產税關係  
等に於きまして、大體百數十億から二  
百億位の有價證券が處分しなければな  
らないやうな事態に立到つて居ると思  
はれるのであります、之を任意に、勝  
手に、色々なことになりますと云ふ  
と、思はぬ事情も斯う云ふ状況でござ  
いますし、又經濟界に思はざる波紋を  
起すやうなことにも相成りますので、  
御承知のやうに先般の議會に於きました  
御協賛を得ました有價證券の處分の  
調整等に關する法律に基きまして、有  
價證券處理調整協議會と云ふのを設け  
ることと致しまして、大量の株を處分  
しなければならない政府でありますと  
か、或は持株整理委員會、或は特別經  
理會社、其の他のものが集りまして、  
それ等の株を有價證券處理協議會に集  
中致しまして、處分計畫を立てまし  
て、合理的に、其の協議會に於きまし  
て計劃的に逐次經濟界の情勢を見つ  
つ、それ等の株を處分して行く、斯う  
云ふ風な機關が今出來つゝあるのでござ  
ります、それを中心と致しまして、  
先程申上げましたやうな有價證券を處  
分致して行きたいと存じて居ります、  
尙其の處分の行方でありますと、廣  
く國民大衆に健全なる投資物としての  
是等の有價證券を分布致させたいと云  
ふ考から致しまして、例へば特別經理  
會社の保有株、或は財閥會社等の保有  
株を處分致します場合に於きまして、  
或は從業員の方々であるとか、或は工  
場その他の所在地の方々である

とか云ふのを先づ優先的に御持ち願ふ  
計畫を立て、行きたい、又廣く國民全  
部に御持ち願ふやうにやつて行きた  
い、斯様に存じて居ります、尙今回御  
審議を御願ひ致して居りまする證券取  
引法の關係に於きましても、詰り有價  
證券處理調整協議會の方は有價證券  
殊に株式の大量の處分を必要とする機  
関が集りました所謂賣方の機關と云ふ  
ことに相成る譯でござります、それを  
受けまして、取引機構其の他が、今回  
の法案に於きまして整備致されて參り  
ますならば、丁度水が低きに流れるや  
うにと申しますか、適當な所にそれを  
御承認を得ました有價證券の處分の  
調整等に關する法律に基きまして、有  
價證券處理調整協議會と云ふのを設け  
ることと致しまして、大量の株を處分  
しなければならない政府でありますと  
か、或は持株整理委員會、或は特別經  
理會社、其の他のものが集りまして、  
それ等の株を有價證券處理協議會に集  
中致しまして、處分計畫を立てまし  
て、合理的に、其の協議會に於きまし  
て計劃的に逐次經濟界の情勢を見つ  
つ、それ等の株を處分して行く、斯う  
云ふ風な機關が今出來つゝあるのでござ  
ります、それを中心と致しまして、  
先程申上げましたやうな有價證券を處  
分致して行きたいと存じて居ります、  
尙其の處分の行方でありますと、廣  
く國民大衆に健全なる投資物としての  
是等の有價證券を分布致させたいと云  
ふ考から致しまして、例へば特別經理  
會社の保有株、或は財閥會社等の保有  
株を處分致します場合に於きまして、  
或は從業員の方々であるとか、或は工  
場その他の所在地の方々である

張り産業の復興であるとか、證券を公平に分けて其の事業を運営させるとか、云ふやうな目的と或は稍々反するやうなことに行かれると、非常に事業をやつて居る者は困るのではないか、此の點に付ては、御當局も只今の審議會が御出來になりましたならば、唯徒らに公平に分つとか、或は今日のはやりものの組合邊りに非常に壓迫され得どうするとか云ふやうなことは、一つ特に御考慮願ひたいと云ふやうな希望を持ちますので、宜しく御願ひ致します、さう云ふ點は何でございませうか、例へば組合員に金がないからそれに金を貸して持たせるとか云ふやうなことがございますか

○政府委員(櫛田光男君) 組合と申しますか、從業員の方々に、例へば處分株の三分の一程度は出来れば御持ち願ふと云ふ風なことがあらうかと存じますが、是は何處迄も個人として御持債證券處理調整に關する法律案の御審議の際にも申上げた次第でありました人、團體が株主になると云ふ譯のものではないのでござります、尙先般の有十七號であつたと記憶致して居りますが、從業員の方々に株を御持も願ふ場合に於きましては、特定の金融機關をしてそれを融通せしめる、其の特定の金融機関は勅令の定むると云ふことになります、先般議會を通過致しました場合に於きましても衆議院に於きまして附帶決議が附いて居りますて、從業員

に圓滑に株を持つて戴くやうな場合に於きましての金融に付て政府が十分に之が面倒を見るやうに、斯う云ふ工合な附帶決議が付して居るやうな次第でございます、政府と致しましては、先般の法律並に別途勅令でありまする制限會社に関する株式等の保有制限に関する勅令の趣旨にも則りまして、從業員の方々が健全なる株主として之を保有せられまするやうに、其の爲には有らゆる努力を致したいと云ふ風に考へて居る次第でございます。

ますが、第一に、さう云ふ趣旨で斯うなつて居りますものでありますかどうかをちょっと御尋ねしたいと思ひます。  
○政府委員(柳田光雄君) 仰しやいます通りに、今度の證券取引法案は、此の第一の目的に書いてござりますやうに、國民經濟の適切な運営及び投資者の保護に資する爲に、有價證券の發行及び賣買その他取引全部に付きまして此の關係を公正ならしめたい趣旨を以ちまして立案致しましたものでございまして、單に有價證券取引所のみならず、取引全部に付きまして規正を致す、斯う云ふ趣旨で出来つたものでござります。

○黒田英雄君 取引と云ふ言葉がどう云ふ意味を持つて居るか判然と私より理解出来ないですが、賣買するとか云ふことは無論取引になりますが、唯株式を發行して應募すると云ふ風な場合も矢張り證券の取引と云ふことに入るのですか。

○政府委員(柳田光男君) 御答へ申上げます、取引と云ふことを嚴密に致しますと云ふと、或は問題があるかも知れませんが、大體に於て有價證券が或は發行と言ひ、賣買と言ひ、其の他の言ひましても、要するにホールドーが變つて行くと申しますが、さう云つたやうな關係のもの一切を總稱致しまして、一應分り易く致します意味に於きまして取引と云ふ言葉を使ひました次第でございます。

○黒田英雄君 まあ取引のことはそれでは宜いのですが、此の六條で、株式とか社債の總額が二十萬圓未滿のものは届出は要らないと云ふことになつて居りますが、是は二十萬圓未滿のものであつても、矢張り株式取引所で以て上

場されると云ふやうな株もあり得るの  
であります。が、御見込はどうなんですか  
が、又其の株式取引所に關係なく二十  
萬圓未満のものは小さいからして、さ  
う云ふものは、取締らなくても宜いと  
云ふ御考であるか、二十萬圓未満のもの  
のでも特殊のものは取締りたいと云ふ  
やうな關係で「政府の指定する場合  
は、此の限りでない。」とあります。が、  
大體は届出が要ることのやうに見えま  
すが、政府が指定しようと云ふのはど  
う云ふ場合を指定しようとする御考な  
んですか

は……原則は届出なくても宜いと云ふのが原則なんでありませうが、指定する場合は届け出なくとも宜い、原則としては届け出ることになるのですか、それから先程御尋ねした二十萬圓未満の少額でも矢張り株式取引所で上場すると云ふやうなことはあり得るのですか

○政府委員(櫛田光男君) 二十萬圓未満の少額のものでありますても、株式取引所に上場するかしないかは後の方の規定にござります通り證券取引所が決めまして、それを政府に届け出されることに相成つて居ります、今度新たに出来ます證券取引所が決定する譯でありますのが、大體に於きまして二十萬圓未満のやうな少額のものに付きましては、大體上場されない場合が多いのではないかと云ふ風に感ぜられます

が、地方的にはどう云ふことに相成りますか、何とも申上げ兼ねる次第であります

○黒田英雄君 ちよつと私先程御質問したのは読み違へたやうですが、今本書は二十萬圓未満であつて、政府が指定する場合は届け出なくとも宜いと云ふのですから、二十萬圓未満のものは原則として届け出なくちやならぬのぢやないですか

○政府委員(櫛田光男君) 先程私は逆に申上げたやうな感じになりましたが、二十萬圓未満は原則として政府に届け出なければならないのでございます、未満であつても但し政府の指定する場合は此の限りでない、届け出なくとも宜しいと云ふのが法文の解釋であります、其の通りでございますが、唯私の申上げました趣旨は政府の指定の仕方をちょつと申上げまして、大體に

於て二十萬圓未満の小さなものは届出を必要としない場合が多いだらうと思ひますが、先程申上げましたやうな、色々な事例がござりますので、從ひまして届出をして貰はなければならぬ問題はあらうかと云ふことをちよつと申上げたのであります、法律上は原則としては何處迄も株式なり社債なりの發行を致します場合に於きまして、發起人なり取締役なりは届け出をしなければならないのです、唯二十萬圓未満に付きまして政府は例外を設けることが出来る、斯う云ふ意味であります。

○黒田英雄君 さうであらうと思ふのですが、さうしますと、先程政府はどう云ふ場合を御指定になる御考であるかと御尋ねしたのに、御答へは、分割して拂込るものがあるからと云ふやうな御話であつたのですから、それは寧ろ届け出制の方の原則の方に入る問題であつて、例外として届け出なくとも宜いと云ふのは政府が指定されるのでありますから、其の御指定の方針を伺ひたいのですが……

○政府委員(鶴田光男君) 私先程ちょっとそこんがらかつたやうな御答辯になりました、恐縮であつたのでございますが、大體に於きましては、二十萬圓未満のやうな少額のものでありますれば、届け出なくても宜いと云ふ風な指定を致したらどうかと今考へて居る譯であります。

○黒田英雄君 さうすると云ふと、指定の規定は何か命令で定められることだらうと思ふのですが、其の命令は寧ろ此の法律のなにとは反対に、原則として届け出なくとも宜いと云ふ風にして居る

○政府委員(鰐田光男君) 反対と云ふ  
となんであります、書き方に依るの  
であります、合せまして二十萬圓を  
超えるやうな場合を除いて、其の一回  
の金額が二十萬圓未満であり、而も殘  
高が、社債などは残高であります、  
二十萬圓未満であるやうな場合には、  
届け出なくとも宜しいと云ふやうな風  
なことにでも相成らうかと思ひます、  
さう云つたやうな小さな會社に付きま  
しては、従ひましてまあ届け出なくて  
も宜いやうなことに指定すると申上げ  
ましたのは、さう云ふ件数が多くなら  
うかと云ふ意味で申上げたのであります  
す

○黒田英雄君 さうしますと、此の法  
律の書き方では實行される御考とはど  
うも違ふやうに思ふのですが、さう云  
ふ御考なら寧ろ但し二十萬圓未満の場合  
に付ては、政府の指定する場合には  
届け出なくちやならぬと云ふ風に寧ろ  
書かれる方が其の御考に合ふやうに思  
ふのですが、書き方と實行されるのと  
がどうも違ふやうに思ふのですが、ま  
あ併しそれ以上は意見ですから、御答  
辯は要しませぬけれども、さう云ふ風  
に私は考へます

○政府委員(鰐田光男君) 私が最初に  
申上げましたのが、非常に分りにく  
やうな表現を用ひたことに相成りまし  
て、大變恐縮に存じて居ります先程  
申上げましたやうに、其の指定の書き  
方なのであります、まあ相當廣い指  
定が行はれることになるのではないか  
と云ふことを申上げた次第でございま  
す、原則として届出でなくとも宜いと

云ふ風に申上げたものですから、非常に間違つて、其の原則と云ふ言葉の使ひ方が悪かつたのですが、それお詫び申上げます、原則は何處迄も届出なのでござりますが、指定する場合は此の限りではない、唯其の指定が先程申上げましたやうに、一回の金額が二十萬圓未満であつて、尙残額が二十萬圓未満と申しますか、さう云つたやうな場合には届出でなくとも宜いと云ふ風な相當廣い書き方になるかも知れませぬ、斯う云ふ意味に御説承願ひたいと思ふのであります、原則、法文の解釋、並びにやり方に付きまして、精神は黒田委員が仰しやいます通りでありますことを申上げて置きます。

○男爵中村貫之君（ちよつと）伺ひますが、委員會でござりますね、委員會の決定したことは、是は政府は從はなければならないとか、何とか云ふことはあるのですか、或は委員會で決定したことでも政府はそれを採上げても、採上げなくてよい宜い譯ですか、此の證券取引の委員會で決定したことは、政府は必ず御實行になる譯ですか、それとも唯是は意見を述べるだけですか、其の點どうも明かでないやうに思ふのですが……

○政府委員（櫛田光男君）此の委員會に付きましたは第七十八條に書いてあります通り、一號から五號の事務を致す譯でございます、即ち「この法律施行に關する方針について審議」を致します、或は免許とか認可の方針でありますとか、そう云ふやうなことに相成る譯でございます、第二號に「この法律に基く命令及び重要な処分について審査し、承認すること」であります、それから第三には「この法律の施行に

関する事項について調査し、必要がある場合は、関係者の意見を徵し又はその帳簿書類の提出を求める」とが出来る譯であります、四は「有價証券に関する調査を公表」致します、第五號と致しまして、この法律の施行のため必要な予算の作成に關與し、必要がある場合は、その結果を内閣に報告する方針なり、重要な處分に付て審査を致しまして、これに承認を與へたりしますものを十分に尊重致しまして、之を実行する、斯う云ふことになつて居る場合でござります。

を尊重して政府は實行すべきである  
斯様に存じて居ります、唯、只今御設  
例のやうな場合に於きまして、著しく  
縣離れて居ると云ふ風なことは萬ある  
まいと存じまするけれども、假りにござ  
いましたら何でありますか、只今申上  
げましたやうな手續なりをとつて行  
きます以上は、著しく其の意見なり實  
際なりと離れますと云ふ風なことはな  
いであらうと云ふことを確信して居る  
やうな次第でござります。

○男爵中村實之君 それから是は度々  
問題になりましたのですけれども、純  
資産の額の問題、それから取引所に於  
ける取引の種類と期限、此の問題は時  
日御答では、此の委員會の決定に待  
つたが、と云ふことでございましたは  
れども、政府としては矢張り相當な構  
構想がおありだらうと考へて居ります  
が、それを御済し願へないです、か、如  
何ですか

○政府委員(織田光男君) 此の法律の  
建前と致しまして、取引委員會の機能  
其の御活動と云ふものに非常な期待を  
寄せて居るやうな實情でございます、  
從ひまして只今仰しやいました取引の  
種類、期限と言ひますか、或は純財產  
額の基準等は、御承知のやうに經濟界  
が變轉期にあります今日に於きまし  
て、政府部内だけの研究致して居ります  
する所を此の席で申上げますること  
は、却て取引委員會が具體的に變更致  
しまして調査御審議を致しますやうな  
場合に御妨げになると云ふ風なことが  
ありますると、どうかと思はれますので、  
昨日來から差控へ居るやうな次第で  
ござります、勿論此の委員會が出来  
上りましてから委員が御審議をなさ  
います時には、私共が今迄調査し又色

色考へて居りまする點もよく申上げ、御審議の参考にして戴いたい、斯う云ふ工合に考へて居りまするけれども、只今申上げまするのは少し時期が早過ぎはしないか、要するに私共の研究致しました點が却て委員會の方々に對しまして十分な御審議の妨げになるやうな譯で、此處で申上げることは御勘辨願ひたいと思ひます。

○德田昂平君 將來持株會社關係、閉鎖機關の關係、財產稅物納株式等で多數の證券が賣出されることと思ふのでありますして、其の賣出しに付きましては調整協議會に於てそれと適當に取計ふと云ふことで、賣出しに付きましては完全なる機關が備はつて居るのであります、何分非常な多額の有價證券でありますから、是が果して圓滑に而も適當に處置せられるかと云ふことに付きましては、相當心配されるの

○委員長(男爵周布兼道君) 只今さうに消化致されますることに付ては、非常に私共も窮屈致して居る次第でござります、一括と申しますと何ですが、さう之を買受ける機關等に付しましての助成の問題でございますが、現在の狀態に於きまして、財政的負擔になりますることは出來兼ねまする状態にあるの

○瀧川儀作君 昨日は初めての何ですあります、唯民間に於きましてさう云つたやうな機關が出来まする場合に於きまして、或は獨占禁止と申しますか、さう云つたやうな方針に反せざる限り、是が圓滑に行かれますることは、私共としても望ましいことだと考へて居る次第でありますが、大體の構想と致しましては、政府としては有價證券處理調査協議會に於きまして、此の有價證券が捌けませぬ場合には、差當りはじつと持つて居る外はないのではないか、差當りはまあそう云ふ工合に考へて居りまして、尙情勢の推移、經濟界の動き方等も十分に具體的に見てら、只今仰しやつたやうな機關の問題に付きましても尙研究が續けて行きたい、斯様に存じて居る次第でござります

○委員長(男爵周布兼道君) 只今尙御質問がござりますが、若しございませぬければ、今日は是にて散會致しまして、月曜日の午前十時から次會を開會致したいと思ひます、本日は是で散會致します

## 午前十時五十五分散會

## 出席者左の如し

委員長 男爵周布兼道君  
副委員長 子爵錦小路賴孝君  
委員 侯爵嵯峨實勝君  
子爵土井利章君  
男爵中村貢之君

侯爵大炊御門經輝君  
男爵北大路信明君  
黒田英雄君  
瀧川儀作君

河西豊太郎君  
高橋龍太郎君  
徳田昂平君  
藍澤彌八君  
三郎君  
渡邊

政府委員

大藏政務次官

北村德太郎君  
河野光男君

大藏事務官

櫛田一之君  
伊原隆君  
岡村峻君

同

同

同

同

同

○政府委員(織田光男君) 仰しやいます  
○政府委員(織田光男君) 仰しやいます  
○政府委員(織田光男君) 仰しやいます  
○瀧川儀作君 思ひます

○瀧川儀作君 あり、又具體的に逐條的に御訊ぎになつた方もありますが、法文全部に付ての御質問を此の際願ひたいと思ひます、尙又前二法案に付いては逐條的に御審議なさる御意願はあ